

学童保育室に勤務する 補助員を募集します

▶勤務時間

【学校授業日】放課後～午後7時
【学校休業日】午前7時30分～午後7時
(シフト制による6時間程度の勤務)
※勤務日は学童保育室により異なります。

- ▶休日 土・日曜日、祝日、年末年始
- ▶内容 市内学童保育室における児童の保育、放課後児童支援員の補助
- ▶募集要件 59歳までの方で、保育士、教諭(幼稚園・小学校・中学校)などの免許をお持ちの方または子育て経験者
※ただし60歳以上の方で保育士、教諭(幼稚園・小学校・中学校)などの免許をお持ちの方はご相談ください。
- ▶募集人員 1人
- ▶時給 920円
- ▶申し込み 電話連絡の上、12月11日(月)までに行田市社会福祉協議会へ履歴書(写真貼付)を持参してください。
- ▶問い合わせ 同協議会 ☎557—5400

行田市浮き城のまち・子育てジョイ・ ハッピー事業の協賛店舗を募集します

行田市浮き城のまち・子育てジョイ・ハッピー事業は、第3子以降のお子さんの誕生を祝して、18,000円分の「行田市子育てハッピー券」を保護者に贈呈するもので、本事業に協賛いただいている店舗が用意したお祝いセットと引き換えるものです。本事業に協賛していただける店舗を募集しますので、ぜひご参加ください。

▶事業内容

協賛店舗に3,000円相当分のお祝いセットをご用意いただき、行田市子育てハッピー券と引き換えます
(お祝いセット例：ケーキと焼き菓子のセット、オードブルのセット、スキンケアセットなど)

▶応募方法

子ども未来課で配布している登録申込書(市ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入の上、お祝いセットの写真と一緒に同課へ持参してください。

▶その他

- 3,000円相当分のお祝いセットの用意が難しい場合は、1,000円または2,000円相当分のセットでも可能です。
- 協賛いただいた店舗は、市ホームページやパンフレットなどに掲載しますので事業所のPRにつながる他、子育て家庭に優しい店としてイメージアップが期待できます。

▶問い合わせ 同課給付担当(内線292)

「つどいの広場」の実施日時・場所が一部変更になります

市では、おおむね3歳未満のお子さんとその保護者が自由に遊び、他の親子と交流できる施設として、つどいの広場を市内5カ所に開設しています。

次の期間、実施日時・場所が変更となりますので、ご利用の際はご注意ください。

▶変更期間 12月21日(木)～平成30年1月9日(火)※12月28日(木)～1月3日(火)は休み

▶変更期間中に実施するつどいの広場

名称	所在地	電話番号	開設日	開設時間
はすのこ	児童センター内	553—2108	月～土曜日	午前10時～午後3時
ひがし				
みなみかわら	老人福祉センター 南河原荘隣	557—0977	火・水・木曜日	午前9時～午後2時
さくら				
さきたま	埼玉保育園 (埼玉4595—1)	559—2433		

▶その他

- 変更期間中は学童保育室内では実施しません。
- 「さきたま」は、午前9時～正午は保育室開放、正午～午後2時は子育て相談(電話・面接)になります。
※面接は要予約

▶問い合わせ 子ども未来課子ども未来担当(内線262)

「行田市男女共同参画推進審議会」の委員を募集します

市は、平成24年度から33年度までの10年間を計画期間とする「第3次ぎょうだ男女共同参画プラン」を策定しています。このプランの達成状況を評価するとともに、男女共同参画の推進に関する重要事項について調査、審議していただく委員を募集します。

- ▶任期 平成30年1月から2年間
- ▶応募方法 A4縦用紙に住所、氏名、性別、年齢、電話番号、応募動機(200字程度)を記載し、持参、郵送、FAX、Eメールのいずれかの方法で提出してください。
【持参・郵送】〒361—0032 行田市佐間3—23—6 行田市男女共同参画推進センター VIVAぎょうだ
【FAX】556—9310
【Eメール】viva@city.gyoda.lg.jp
- ▶締め切り 12月27日(火)必着
- ▶選考方法 書類選考の上、決定します。結果は全員にお知らせします。
- ▶問い合わせ VIVAぎょうだ ☎556—9301

ひとり親家庭などを応援しています

市では、児童扶養手当などひとり親家庭などに対する支援を行っています。

児童扶養手当

ひとり親家庭または配偶者が重度の障害の場合で、18歳になった年度末までの子ども(子どもが一定の障害を有する場合は20歳未満まで)を養育している方に対して、手当を支給しています。手当については、申請を受け付けた翌月分から対象となりますが、養育者の所得によっては手当が支給されない場合があります。

●次のいずれかに該当するお子さんを育てている父または母、もしくは養育者に支給します。

- 父母が婚姻を解消し、父または母と生計を同じにしていないお子さん
 - 父または母が死亡したお子さん
 - 父または母に1年以上遺棄されているお子さん
 - 婚姻によらないで生まれたお子さん
 - 父または母が重度の障害の状態にあるお子さんなど
- ※父、母、養育者または児童が公的年金など(遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など)を受給していて、その額が児童扶養手当額より低い場合は、差額分を支給します。

●次のような場合には受けられません。

- 申請者やお子さんが日本国内に住所を有しないとき
- お子さんが児童福祉施設などに入所しているとき
- 父または母が婚姻しているとき(内縁関係にある場合や事実上婚姻関係にある場合も含む)

特別児童扶養手当

精神または身体に一定の障害がある20歳未満の子どもを育てている方に手当を支給します。手当については、申請を受け付けた翌月分から対象となりますが、養育者の所得によっては手当が支給されない場合があります。

●次のような場合は受けられません。

- 申請する方やお子さんが日本国内に住所を有さないとき
- お子さんが障害による公的年金を受けることができるとき
- お子さんが児童福祉施設などに入所しているとき

ひとり親家庭等児童養育手当

ひとり親家庭で義務教育就業中のお子さんを養育している方に手当を支給します。

●次のいずれかに該当するお子さんを育てている父または母、もしくは養育者に支給します。

- 父または母、もしくは父母の双方が死亡したお子さん
- 父母が婚姻(事実上婚姻関係と同様の事情にある場合含む)を解消したお子さん
- 婚姻によらないで生まれたお子さん

●次のような方は受けられません。

- 生活保護を受けている世帯の保護者
- 現年度(4月分から7月分までの手当については前年度)の市町村民税所得割が課税されている保護者

▶問い合わせ 同課給付担当(内線292)